



長野県報

9月29日(木)
平成17年
(2005年)
第1698号

目次

条 例

長野県立病院条例の一部を改正する条例（県立病院課）…………… 2

規 則

長野県組織規則の一部改正（行政システム改革チーム）…………… 3

長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則の一部改正（林政課）…………… 4

財務規則の一部改正（会計課）…………… 4

長野県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部改正（教育振興課）…………… 4

告 示

平成17年10月1日市町村合併に伴う人口（5件）（情報政策課統計室）…………… 5

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）…………… 6

障害者の生活圏拡大支援事業補助金交付要綱（昭和53年長野県告示第519号）の一部改正（障害福祉課）…………… 6

身体障害者補助犬給付要綱（平成16年長野県告示第96号）の一部改正（障害福祉課）…………… 6

救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定（医務課）…………… 7

平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部改正（地球環境課）…………… 7

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部改正（地球環境課）…………… 8

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部改正（地球環境課）…………… 9

昭和57年長野県告示第415号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部改正（地球環境課）…………… 10

昭和58年長野県告示第405号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部改正（地球環境課）…………… 10

昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定）の一部改正（農政課）…………… 10

昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部改正（農政課）…………… 11

建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の変更の届出（建築管理課）…………… 11

建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可（建築管理課）…………… 11

昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書採択地区の設定）の一部改正（教学指導課）…………… 12

公 告

一般競争入札（情報政策課）…………… 12

特定調達契約に係る一般競争入札（管財課）…………… 12

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）…………… 14

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農村整備課）…………… 14

土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）…………… 14

国土利用計画法に基づく長野県土地利用基本計画の変更及び閲覧（建築管理課土地・景観室）…………… 14

土地改良区役員の就退任の届出（土地改良課）…………… 14

一般競争入札（道路維持課）…………… 15

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）…………… 15

住民監査請求の監査結果（監査委員事務局）…………… 16

訓 令

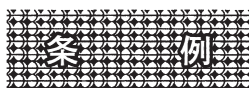
長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部改正（情報公開課）…………… 25

平成17年10月1日付けで別に人事通知書を交付されない者について（義務教育課）…………… 25

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県立病院条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 介護保険法の一部改正により、居住費及び食費について介護給付の方法が変更されたことに伴い、病院の料金の額について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成17年10月1日から施行します。



長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第51号

長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「又は」を「若しくは」に、「平成12年厚生省告示第21号」別表第1」を「平成12年厚生省告示第21号」別表」に改め、「若しくは別表第2 食事の提供に要する費用の額の算定表(以下この条及び次条において「食事提供算定表」という。)」を削り、「得た額」の次に「又は介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する特定介護保健施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第411号。以下この条及び次条において「食費基準費用」という。)若しくは介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する特定介護保健施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の2第2項第2号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第412号。以下この条及び次条において「居住費基準費用」という。)に定める額」を加え、同条第2項中「及び食事提供算定表」を「食費基準費用及び居住費基準費用」に改める。

第11条第1項中「指定施設サービス等単位数表又は食事提供算定表」を「若しくは指定施設サービス等単位数表」に、「得た額」を「得た額又は食費基準費用若しくは居住費基準費用に定める額」に改め、同条第2項中「及び食事提供算定表」を「食費基準費用及び居住費基準費用」に改める。

別表第2の利用料の項中

介護保険施設サービス	1日について	250円
短期入所療養介護	1日について	介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額(平成12年厚生省告示第62号)本則の表の1の項に掲げる額に250円を加えて得た額
通所リハビリテーション	1日について	550円

を

介護保険施設サービス	1日について	250円
短期入所療養介護		
通所リハビリテーション	1日について	660円

に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

県立病院課